国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律 (案)

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 給与の減額措置 (第二条—第十八条)

第三章 人件費の総額の削減の目標を達成するための措置等(第十九条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、 我が国の厳 しい財政状況に対処する必要性に鑑み、 当分の間の措置として国家公務員

の給与の減額措置を定めるとともに、 国家公務員の人件費の総額を百分の二十以上削減するため、 退職手

当制度、 給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めるものとする。

第二章 給与の減額措置

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第二条 般職 の職員 の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号。 以下「一般職給与法」とい

う。 第六条第 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十

号) に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号) 第二条に規定する一般職に属する職員をいう。 以下同じ。)に対する俸給月額 附則第十一条の規定による俸給を含 $\widehat{}$ 般職 \mathcal{O} 職員の給与

み、 当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定

により半額を減ぜられた俸給月額 (同条の規定による俸給を含む。) をいう。 以下この条、 第七条 (第三

項を除く。) カン 俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 及び第八条 (第三項を除く。) において同じ。) の支給に当たっては、 当分の間、 俸給月額

2 般職 給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、 当分の間、 次の各号

当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

に掲げる給与の額から、

5

俸給の特別 調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

本府省業務調整手当 当該職員の本府省業務調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額

三 初任給調整手当 当該職員の初任給調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額

兀 専門スタッフ職調整手当 当該職員の専門スタッフ職調整手当の 月額に百分の十を乗じて得た額

五. 地域 手当 当該職! 員 (の俸給! "月額、 俸給 \mathcal{O} 特 別 調整 額 \mathcal{O} 月額及び専門スタッフ 職調整手当の 月額 に対す

る地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額

六 広域異動手当 当該職員の俸給月額、 俸給 の特別調整額の月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に

対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額

当該職員の俸給月額及び俸給の特別調整額の月額に対する研究員調整手当の月額に

百分の十を乗じて得た額

七

研究員調整手当

八 単身赴任手当 当該職員 の単身赴任手当の 月額に百分の十を乗じて得た額

九 特 地勤 務手当 当該職員 \mathcal{O} 俸給月額に対する特地勤務手当の月額に百分の十を乗じて得た額

+ 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に百分の

十を乗じて得た額

十 一 管理職員特別勤務手当 当該職員が受けるべき管理職員特別勤務手当の額に、百分の十を乗じて得

た額

十 二 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、 百分の十を乗じて得た額

十三 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、 百分の十を乗じて得た額

十四四 般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該職員

に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 一般職給与法第二十三条第一項 前項及び前各号に定める額

口 般職給与法第二十三条第二項又は第三項 前項並びに第五号から第七号まで及び第十二号に定め

る額に百分の八十を乗じて得た額

ノヽ 般職 給与法第二十三条第四項 前項及び第五号から第七号までに定める額に、 同条第四項の

規定

により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

= 般職給与法第二十三条第五項 前項並びに第五号から第七号まで及び第十二号に定める額に、 同

条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 般職給与法第二十三条第七項 第十二号に定める額に百分の八十を乗じて得た額 (同条第五項の

規定により給与の支給を受ける職員にあっては、 同号に定める額に、 同項の規定により当該職員に支

給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。 地域手当、 与法第十九条の 般職 給与法第十五 広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、 規定にかかわらず、 条か ら第十八条までに規定する勤務 同条の 規定により算出 した給与額 時間当たりの から、 給与額は、 俸給 その額を一 月額並びにこれに 当分の 週間当たりの 間、 対す 般職 勤 務 給

4 \mathcal{O} は 般職給与法第二十二条第一項の規定の適用については、 「三万千四百円」と、 「十万円」とあるのは 「九万円」 とする。 当分の間、 同項中 「三万四千九百円」 とある

5

別 職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、 第二項第四号中 とあるのは 第十二号から第十四号まで並 調整! 般職 額 の月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当」 給与法附則第八項の規定 俸給月額から一 「専門スタッフ職調整 びに第三項 般職 の適用を受ける職員に対する第一項、 給与法附 手当の月額」 \mathcal{O} 規定 則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」 \mathcal{O} 適用については、 とあるのは 「専門スタッフ職調整手当の 当分の 同項第五号中 とあるのは 第二項第四号か 削、 第 項中 「俸給月額、 「俸給月額及び ら第七号まで及び 俸給 月額から一 俸給 月 専門ス 額 É \mathcal{O} 般 特

号か 号 り給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。 ハ中 ら第七号まで」 「前項及び第五号から第七号まで」とあるのは 第三項中「除して得た額に」とあるのは と、 同号ホ中 「第十二号」とあるのは 「除して得た額から一般職給与法附則第十項の規定によ 「第五 「第五 |項の規定により読み替えられた前 項 0 規定により読み替えら ħ 項及び第五 た第十二

(国家公務員災害補償法の特例)

第三条 平均給. 院規則の規定の例により計算した額とする。 により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該 に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、 与額は、 国家公務員災害補償法 当分の 間 同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、 (昭 和二十六年法律第百九十一号) 第四条第四項の規定に基づき計算される 当該 人事院規則に この 法律 お į١ て職員 \mathcal{O} 規定

(国際 機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例

第四条 号) 第五条第 国際機関等に派遣される一般職 項の規定の適用については、 『の国家公務員の処遇等に関する法律 当分の間、 同項中 「期末手当」 とあるのは、 (昭和四十五年法律第百十七 「期末手当の 額

(これらの給与のうち、 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する

法律 (平成二十五年法律第 号) 第二条第一項及び第二項 (同条第五 |項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、 当該額からこれらの規定により支給に当たつて

減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の特例)

第五条

国家公務員の育児休業等に関する法律

ついては、 当分の間、 同項中 「給与法第十九条」とあるのは、 「国家公務員の給与の減額措置等による国

(平成三年法律第百九号) 第二十六条第二項の規定の適用に

家公務員の人件費の総額 の削減に関する法律 (平成二十五年法律第 号)

号)第二条第三項(同条第F

五項

の規定により読み替えて適用する場合又は同法第七条第三項若しくは第八条第三項において準用する場合

を含む。)」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例)

第六条 一般職 の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号)第二十条第三項の規定

の適用については、 当分の間、 同項中 「同法第十九条」 とあるのは、 「国家公務員の給与の減額措置等に

よる国家公務員 の人件費の総額 \mathcal{O} 削減に関する法律 (平成二十五年法律第 号) 第二条第三項 (同条

第 五項の規定により 読 み替えて適用する場合又は同 ご法第七条第三項若しくは第八条第三項にお 1 7 準用す

る場合を含む。)」とする。

(一般職の任期付研究員の採用、 給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)

給与及び勤務時間

の特例に関する法律

(平成九年法律第六十五号。

第七条

般職

の任期付研究員の採用、

以下この条にお いて 「任期付研究員法」という。) の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たっ

ては、 当分の間 俸給 月額から、 俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 任 期 行研 究員法第六条第五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適用については、 当分の間 同 項 中 「俸給」 月 額 とあるの

「俸給月額から俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減じた額」 とする。

3 第二条第二項第五号から第十二号まで及び第十四号並びに第三項の 規定は、 当分の 削、 任期 行研 究員法

 \mathcal{O} 適用を受ける職員に対する地域手当、 広域異動手当、 研究員調整手当、 単身赴任手当、 特地 勤務 手当、

特 地 勤務手当に準ずる手当、 管理職員特別勤務手当、 期末手当及び一 般職給与法第二十三条第 項 いから第

五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務 時間当たりの給与額の算出に

条第三項において準用する第五号から第七号まで」と、同号ホ中「第十二号」とあるのは「第七条第三項 号まで及び第十二号」と、同号ハ中「前項及び第五号から第七号まで」とあるのは「第七条第一項及び同 第七号まで及び第十二号」とあるのは「第七条第一項並びに同条第三項において準用する第五号から第七 及び同条第三項において準用する第五号から第十二号まで」と、 準用する。この場合において、 第二条第二項第十四号イ中 「前項及び前各号」とあるのは 同号ロ及びニ中 「前項並びに第五号から 「第七条第一項

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)

にお

いて準用する第十二号」と読み替えるものとする。

第八条 給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たっては、 条にお いて 般職 「任期付職員法」という。) の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 の適用を受ける職員であって、 (平成十二年法律第百二十五号。 任期付職員法第三条第 当分の間、 俸給月額から、 項 以下この \mathcal{O} 規定 俸

2 給月額から俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。 任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、当分の間、 同項中 「俸給月額」とあるのは、 俸

3

適 び 用する。 項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出につい 地勤務手当に準ずる手当、 まで及び第十二号」と、 七号まで及び第十二号」)同条第三項において準用する第五号から第十二号まで」と、 用を受ける職員に対する地域手当、 第二条第二項第五号から第十二号まで及び第十四号並びに第三項の規定は、 この場合において、第二条第二項第十四号イ中 とあるのは 同号 管理職員特別勤務手当、 ハ 中 「前項及び第五号から第七号まで」とあるのは 「第八条第一項並びに同条第三項において準用する第五号から第七号 広域異動手当、 期末手当及び一般職給与法第二十三条第一 研究員調 「前項及び前各号」とあるのは 整手当、 同号ロ及びニ中 単身赴任手当、 当分の 「前項並びに第五号から 「第八条第一 削 特地 「第八条第一項及 第一 勤 項から第五 項 項及び同 務手 $\widehat{\mathcal{O}}$ 当 規定の . て準 <u>,</u> 条 特

おいて準用する第十二号」と読み替えるものとする。 (法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例)

第三項において準用する第五号から第七号まで」と、

同号ホ中

「第十二号」とあるのは

|第八条第三項に

第九条 律第四十号。 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一 以下この条において 「法科大学院派遣法」という。) 般職の国家公務員の派遣に関する法律 第七条第二項及び第十三条第二項ただ (平成十五年法

し書の規定の適用については、 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律 当分の間、 法科大学院派遣法第七条第二項中 「同法第十九条」 (平成二十五年法 とあるのは

学院派遣法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは 「期末手当の額(これらの給与のうち、 玉

(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、

法科大

律第

号)

第二条第三項

家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律第二条第一項及び第二

項 (同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定の適用があるものについては、当

該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」

とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の特例)

第十条 特別職 の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号。以下この条において 「特別

職給与法」という。) 第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額の支給に当

たっては 当分の間、 俸給月額から、 俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定

める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 内閣総理大臣 百分の三十

審 (国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。) 査会の常勤の会長、 国務大臣、 会計検査院長、 公正取引委員会委員長、 人事院総裁、 内閣法制局長官、 原子力規制委員会委員長、 内閣官房副長官、 宮内庁長官及び特命全権大使 副大臣、 百分の二十 国家公務員 倫 理

部官長、 第九号までに掲げる者、 第十四号から第四十一 検査官 特命全権 (会計検査院長を除く。)、人事官(人事院総裁を除く。 大使 号までに掲げる者 (前号に掲げる者を除く。)、 大臣政務官、 国家公務員倫理審査会の常勤の委員、 (原子力規制委員会委員長を除く。 特命全権公使及び同条第四十四号に掲げる国家公)、特別職給与法第一条第七号から 公正取引委員会委員 侍従長、 東宮大夫、 同条 式

2 条」とあるのは (平成二十五年法律第 特別職給与法第四条第二項、 「国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削 号) 第七条の二及び第九条の規定の適用については、 第十条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、 当分の間、 減に関する法律 同項中 三万四 「第九

務員

百分の十

定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。 与法第七条の二中 \mathcal{O} 「国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律第二条第四項の 総額 \mathcal{O} 削 減に関する法律第二条の規定 「の適用」とあるのは の適用」 「及び国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員 と、 特別職給与法第九条中 般職給与法」 とあ $\widehat{\mathcal{O}}$ 人件費 るの は 規

3 給に当たっては、 よることとされる第二条第二項第五号及び第十二号の規定の適用については、 「百分の十」とあるのは、 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する地域手当及び期末手当の支 前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例に 「第十条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」 同項第五号及び第十二号中

(裁判官の報酬等に関する法律の特例)

とする。

第十一条 酬 月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ず 部を改正する法律 裁判官に対する報酬の支給に当たっては、 (平成十七年法律第百十六号) 附則第二条の規定による報酬を含む。) 当分の間、 報酬月額 (裁判官の報酬等に関する法律の から、 当該報

- 一 最高裁判所長官 百分の三十
- 二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官 百分の二十
- 三 その他の高等裁判所長官 百分の十五
- 四 判事、判事補及び簡易裁判所判事 百分の十

(裁判所職員臨時措置法の特例)

第十二条 裁判所職員臨時措置法 (昭和二十六年法律第二百九十九号) の規定の適用については、 当分の間、

同法本則中 「次に掲げる法律の規定」とあるのは、 「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の 減額

措置等による国家公務員の 人件費の総額 の削減に関する法律 (平成二十五年法律第 号) の規定

(同

第七条及び第九条から第十六条まで並びに第三章の規定を除く。)」とする。

(検察官の俸給等に関する法律の特例)

法第四条、

第十三条 検察官に対する俸給の支給に当たっては、 当分の間、 俸給月額 (検察官の俸給等に関する法律の

部を改正する法律 (平成十七年法律第百十八号) 附則第三条の規定による俸給を含む。) から、 当該俸

給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ず

る。

- 一 検事総長 百分の二十
- 二 東京高等検察庁検事長 百分の十五
- 三 次長検事、その他の検事長、検事及び副検事 百分の十

(国家公務員災害補償法の特例等の準用)

第十四条 第三条の規定は検察官の平均給与額について、 第四条及び第九条の規定は検察官の給与について

る法律 (昭和二十三年法律第七十六号) 第一条第一 項及び第二項の規定によりその例によることとされる

準用する。この場合において、

第三条中

「この法律」とあるのは

「第十三条並びに検察官の俸給等に関

前条第二項」と、 第四条中「第二条第一項及び第二項 (同条第五項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)」とあるのは「第十三条及び検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例に

よることとされる国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律第

二条第二項」と、 第九条中 「国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関

する法律 (平成二十五年法律第 号) 第二条第三項 (同条第五項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)」とあるのは 「検察官の俸給等に関する法律第一条第 項の規定によりその例によることと

年法律第 される国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律(平成二十五 号) 第二条第三項」と、 「第二条第一項及び第二項(同条第五項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)」とあるのは「第十三条及び検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定に

よりその例によることとされる国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に

関する法律第二条第二項」と読み替えるものとする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の特例

第十五条 第二条第一項、 第七条第一 項及び第八条第一項の規定は、 国家公務員法第二条第三項第十六号に

掲げる防衛省の職員(以下この条において「防衛省の職員」という。)のうち、 防衛省の職員の給与等に

関する法律 (昭和二十七年法律第二百六十六号。以下この条において「防衛省職員給与法」という。) 第

四条第一項から第三項までの規定の適用を受ける者(防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適 用

を受ける者を除く。)の俸給月額の支給について準用する。 この場合において、 第二条第一項中 「一般職

第三条第一 成九年法律第六十五号。 の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 二十五号。 た」と、 十五条」と、 \mathcal{O} 「自衛隊法 は 防 第八条第一項中 衛庁 項の規定に 以下この条にお (昭和二十九年法律第百六十五号)第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用され 第七条第一 \mathcal{O} 職員 の給与等に関する法律の一 より任期を定めて採用されたもの」 項 中 以下この条において「任期付研究員法」という。) いて 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 $\overline{}$ 「任期付職員法」という。) 般職の任期付研究員の採用、 部を改正する法律 (平成十七年法律第百十三号) 附則第十一条」 とあるの の適用を受ける職員であって、 給与及び勤務時間の特例に関する法律 (平成十七年法律第百二十二号) ば 「自衛隊法第三十六条の二第 の適用を受ける」とあるのは (平成十二年法 任期付 職員法 1律第7 附則第 とある 項の 伞

八

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号) 防衛 省の職員のうち、 防衛省職員給与法別表第一 と読み替えるものとする。 自衛隊教官俸給表若しくは別表第二自衛官俸給表又は 附則第十五

条の規定による俸給を含む。 防衛省職員給与法第四条第四項ただし書若しくは同条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額 規定により任期を定めて採用された職員」 以下この条において同じ。)の支給に当たっては、 当分の間、 俸給月額から、

2

俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 務手当、 調整手当、 第二条第二項第二号から第六号まで及び第八号から第十一 特地勤務手当に準ずる手当及び管理職員特別勤務手当の支給について準用する。 初任給調整手当、 専門スタッフ職調整手当、 地域手当、 号までの 広域異動手当、 規定は、 防衛省の 単身赴任手当、 職員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 本府省業務 特地勤

4 当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、 当分の間、 次の各号に掲げる給与の額から、

俸給 の特 莂 調整額 当該防衛省の職 員 \mathcal{O} 俸給 の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

務調 八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第二条第二項第十二号及び第十三号に定める額 地勤務手当、 から第六号まで及び第八号から第十一号までに定める額、 いて準用する第二条第一項に定める額又は第二項に定める額、 防衛省職 整手当、 員 特地勤務手当に準ずる手当、 初任給調整手当、 給与法第二十三条第一項の規定により支給され 専門 スタッ 管理職員特別勤務手当、 フ職 調整手当、 前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十 地域手当、 る俸給月額、 前項において準用する同条第二項第二号 期末手当及び勤勉手当 広域異動手当、 俸給 \mathcal{O} 特 別 調 単身赴任手当、 整額、 第一 本府省業 項に 特 お

三 防衛省職員給与法第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、 地域手当、 広域異

動手当及び期末手当 第一項において準用する第二条第一項に定める額又は第二項に定める額 並 びに前

項において準用する同条第二項第五号及び第六号に定める額(以下この項において 「俸給減 額 基本 額

等」という。)並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第

二条第二項第十二号に定める額 (第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。) に百分

の八十を乗じて得た額

兀 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、 地域手当及び広域異動手当

俸給減額基本額等に、 同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、 地域手当、 広域異動手当及び

期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、 同項の規定により当該防衛省の職員に支給さ

れる給与に係る割合を乗じて得た額

六 防衛省職員給与法第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の

八十を乗じて得た額 (同条第五項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあっては、 期末手当

減額基本額に、 同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

七 及び勤勉手当 防衛 省職員給与法第二十四条 俸給減 額基本額等並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその の規定により支給される俸給 月額、 地域手当、 広域異 動 手当、 期 末手当 例によ

ることとされる第二条第二項第十二号及び第十三号に定める額

5 5 自 0 衛官候補生手当、 防衛省の職員のうち、 額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 学生手当又は生徒手当の支給に当たっては、 防衛省職員給与法第四条第一項に規定する自衛官候補生、 当分の間、 これらの手当の額から、 学生又は生徒に対する

6 衛省職1 給される超過! 第二条第三項の規定 員 (給与法第十四条第二項にお 勤務手当、 は、 休日給及び夜勤手当の算定について準用する。 事務官等 いて準用する一 (防衛省職員給与法第四条第一 般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支 項に規定する事務官等をいう。 が防

7 項において準用する同条第二項第四号から第六号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用 職員に対する第二項及び第四項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する第二条第一項、 防衛省職員給与法附則第五項において準用する一 般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の 第三

る 員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた 項第四号中 職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第三項において準用する同条第二 和二十七年法律第二百六十六号。 する同条第一 項の規定により読み替えられた、 第二号及び第三号中 同項第三号中 て」と、 五. については、 「前項において準用する同条第二項第二号から第六号まで及び第八号から第十一号までに定める額」とあ のは 頭に お 「前項において準用する同条第二項第二号、 「又は第二項」とあるのは「又は第七項の規定により読み替えられた第二項」と、 いて準用する一 「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは 項 中 当分の間、 「前項」 「第一項において」とあるのは とあるのは 俸給月額に」 第二項中 般職給与法附則第八項第一 以 下 前項において準用する同条第二項第四号から第六号までに定める額」と、 「第七項の規定により読み替えられた、 とあるのは 俸給月額に」 「防衛省職員給与法」という。) 第三号及び第八号から第十一号までに定める額、 とあるのは 俸給月額から防衛省の 号に定める額に相当する額を減じた額に」 「第七項の規定により読み替えられた、 「専門スタッフ職調整手当の 一、 俸給月額から防衛省職員給与法附記 附則第五項において準 職員の給与等に関する法 前項」と、 第 月額から防衛省職 項に 同項第二号中 第一 と、 用する一 お 項にお į١ 第四 律 て準 第七 則第 韶 般 甪 項

する地は 動 職 と 額」 号に定め 定める額に相当する額を減じた額並びに当該防衛省 省職員給与法附 する広域異動手当の月額 ツフ 手当」 調 職 と 整手当の 第三項において準用する同条第二項第六号中 域 調 る額 手当の 第三項において準用する同条第二項第五号中 整 手当 前 に 月 頃に 相当する額を減じた額並 月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一 則第八項において準用する一 額に対する広域異動手当」 \mathcal{O} 月 額 お に いて準用する同 か 対する地域手当」 ら防衛省職員給与法附則第五項にお 条第三項中 びに当該防衛省 とあるのは とあるの 般職給与法附則第十項の 「俸給月額、 除 は の職員の俸給の特別調整額の して得た額に」 「俸給月額及び専門スタッフ職調 「俸給月額 「俸給月額、 \mathcal{O} 職員 俸給 0 いて準用する一 俸給 及び 俸給 の特別調整額の月額及び専門スタッフ 専門ス 規定により給与額から減ずることと とあるの \mathcal{O} 特別 の特別調整額の 般職 ヘタッ 調 整 は 般職給与法附則第八 給与法附 ク職 月額に対する地域手当」 額 除 \mathcal{O} 月額に対する広域異 調 して得た額 整手当 月額及び専門スタ 整手当の 則第八項第三号に \mathcal{O} 月 月 カ 項第四 ら防 額に 額 に 対 衛 対

国 |際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の特例 される額に相当する額を減じた額に」とする。

第十六条 国際機関等に派遣される防衛省 の職員の処遇等に関する法律 (平成七年法律第百二十二号) 第五

条第一項の規定の適用については、 当分の間、 同項中「期末手当」とあるのは、 「期末手当の額 (これら

の給与のうち、 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の 総額の削減に関する法律 平

成二十五年法律第 号) 第十五条第二項、 同条第一項において準用する同法第二条第一項及び同法第

十五条第三項において準用する同法第二条第二項(同法第十五条第七項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)の規定の適用があるものについては、 当該額からこれらの規定により支給に当たって減ず

ることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(端数計算)

第十七条 この章の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、 当該

額に一 円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令等への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、 政令(第十一条の規定の

施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則)で定める。

第三章 人件費の総額の削減の目標を達成するための措置等

(人件費の総額の削減の目標を達成するための措置)

第十九条 政府は、 できる限り速やかに、 国家公務員の人件費の総額について平成二十三年度におけるその

額からその百分の二十に相当する額以上を削減することを目標として、次に掲げる事項を実現するために

必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

職した場合に支給する退職手当について、 される一時金を含まないものとしてその実態に関する調査を行い、 民間における退職金について、これに民間において実施される年金制度に基づいて年金に代えて支給 その水準を民間における退職金の水準と均衡がとれたものに その結果に基づき、 国家公務員が退

映させるとともに、次に定めるところによるものとすること。 国家公務員の給与制度について、 前章においてその特例を定めている法律に同章に規定する措置を反

1 同じ。) の適用を受けることとなった日又は俸給表に定める一の職務の級 国家公務員 から他の職務の級に移った日から、 (勤務成績に応じて昇給する者に限る。以下この号において同じ。)は、新たに俸給表 新たに他の職務の級に移ることなく十年を経過した日後 (階級を含む。以下この号において

は、その属する職務の級においては昇給しない仕組みとすること。

口 ける国家公務員と良好でないとの評価を受ける国家公務員とをおおむね正規分布させる仕組みとする の評価を受ける国家公務員を中心として、勤務成績が当該国家公務員よりも良好であるとの評価を受 国家公務員の昇給の決定の基礎とするための勤務成績の評価において、 勤務成績が標準的であると

織にとって真に必要な数に減ずるとともに、これを除く定数を下位の職務の級の定数に振り替えるこ 国家公務員の職務の級ごとの定数を見直し、 管理又は監督の地位にある国家公務員の定数を当該組

と。

第二十条 で、 ることとなるよう、俸給表に掲げる俸給月額の引下げ等のために必要な法制上の措置を講ずるものとする。 国家公務員の給与を同条(第一号を除く。)に規定する措置の実施により定められた給与から更に減額す 同条の目標を達成するためなお必要があると認めるときは、 政府は、 前条に規定する措置の実施による国家公務員の人件費の総額の削減の効果を検証した上 国家公務員の総数を純減させるとともに、

(労働基本権に係る制限の廃止のための措置)

第二十一条 第十九条の目標が達成された場合には、 国家公務員の労働基本権 (団結する権利及び団体交渉

その他 の団体行 動をする権利をいう。)に係る制限については、 その 地位の特殊性及び職務の公共性に基

づき引き続きその必要性が特に認められる国家公務員に係るものを除き、 廃止するものとし、 政府は、 速

やかに、そのために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、 公布 の日の属する月の翌々月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、 公布の日の属す

る月の翌月の初日)から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布の日から施行する。

、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律等の一 部改正)

2 次に掲げる法律の規定中 「平成二十六年三月三十一日」を「国家公務員の給与の減額措置等による国家

公務員の人件費の総額の削減に関する法律(平成二十五年法律第 号) の施行の日の前日」に改める。

- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号) 第九条第 一項
- 裁判官の報酬等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十五号) 第十六条第 一項

三 検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) 第十条第一項

兀 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第五号) 附則第二条

(政令等への委任)

3 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令(第十一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、 最高

裁判所規則)で定める。

(地方公務員の給与)

4 政府は、 地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号)第十一条の規定による基準財政需要額の算定

その他 の事項に関し、 地方公務員の給与水準が第二章に規定する措置の適用後の国家公務員の給与水準を

反映したものとなるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

理由

定めるとともに、

我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、 当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を

国家公務員の人件費の総額を百分の二十以上削減するため、退職手当制度、

給与制度等に

関し政府が講ずべき措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。